

## 建築物等のエネルギー消費性能に係る任意評定料金規程

### (目的)

第1条 この規程は、別に定める「建築物等のエネルギー消費性能に係る任意評定業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人ベターリビング(以下「財団」という。)が建築物等のエネルギー消費性能に係る任意評定業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

### (任意評定料金)

第2条 業務規程第11条に規定する任意評定料金は、別表に掲げるとおりとする。

### (任意評定料金の納入)

第3条 依頼者は、任意評定料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない理由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

### (任意評定料金を減額するための要件)

第4条 任意評定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 任意評定依頼とともに、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第15条の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請、あるいは、建築物エネルギー消費性能表示制度(BELS)に係る申請を行うとき。
- (2) 既に取得した任意評定と類似の申請内容、あるいは、同時期に複数の類似の申請を行い、任意評定が効率的に実施できると財団が判断したとき。

### (任意評定料金を増額するための要件)

第5条 任意評定料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表に定める任意評定料金に含まれない業務を実施しなければ、任意評定が行えないと財団が判断したとき。

### (任意評定料金の返還)

第6条 納入した任意評定料金は、返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により任意評定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

### (附則)

この規程は平成29年7月25日より施行する。

### (附則)

改定後の規程は令和3年4月1日より施行する。

### (附則)

改定後の規程は令和3年11月1日より施行する。

任意評定料金表（案）

(い) 用いる GL	(ろ) 適用範囲等	(は) 金額 (円) ※1
未利用熱による給水予熱を行う給湯設備の機器性能等に関する任意評定ガイドライン 及び 下水熱利用システムの熱源水温度の設定方法等に関する任意評定ガイドライン	10,000 m <sup>2</sup> 以下の建築物	440,000
	10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以下の建築物	550,000
	20,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以下の建築物	605,000
	50,000 m <sup>2</sup> を超える建築物	660,000
一次エネルギー消費量計算に用いる地中熱ヒートポンプシステムの熱交換器タイプを判断するための相当熱交換器長換算係数に関する任意評定ガイドライン	「地中熱交換器タイプ確認シート」を用いる場合	495,000
	上記シートの改造を行う場合	660,000
在室検知制御（下限調光方式）の係数の算出方法に関する任意評定ガイドライン	室単位	330,000+室数×55,000
オープンループ型地中熱ヒートポンプシステムにおける回転数制御を行うポンプを含む熱源水ポンプ群の合計消費電力算出方法に関する任意評定ガイドライン	熱源ポンプ群単位	330,000+対象とする熱源水ポンプの群数×165,000
電気室における換気代替空調機の必要冷却能力及び年間平均負荷率に関する任意評定ガイドライン	換気代替空調機単位	275,000+対象とする換気代替空調機系統数×55,000
任意評定した内容について、変更を伴わない更新※2		110,000
※1 表中の金額は消費税を含めた金額となります。 ※2 任意評定を行った内容の変更等については、別途ご相談ください。		